平成２６年（フ）第２２２号
千葉市美浜区真砂５丁目16番12棟101号
債務者　小池　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４７号
千葉県市川市柏井町１丁目1616番地15　オークヒル吉田Ａ室
債務者　臼井奈保子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番12棟201号
債務者　佐久間雪子（旧姓小栗山）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
新潟市東区もえぎ野３丁目６番13号
債務者　具志堅栄利子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２号
兵庫県西宮市小松東町３丁目３番46―914号
債務者　井谷　芳幸
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目55番11―207号
債務者　岩村美希子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
兵庫県姫路市白浜町乙874番地
債務者　平内　康子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２１号
兵庫県加古郡播磨町南大中１丁目８番44号
債務者　黒石　邦代
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡622番地の１
債務者　早田由紀代
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１６４号
広島市西区己斐中２丁目20番25―302号　井上ビル
債務者　池田　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５号
広島市中区鶴見町８番４―402号
債務者　髙鳥　栄之
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４４号
広島市中区吉島東１丁目16番14―204号
債務者　石崎　義喜
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県久留米市国分町1115番地１　グランドール国分Ｃ棟310号、前住所福岡県久留米市田主丸町竹野258番地
債務者　山口真菜美（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第８８号
長崎県長崎市片淵３丁目15番18号　山本アパート201号
債務者　下村アサヨ
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
長崎県長崎市東山町13番10号　ハイツオーシャンビューⅡ101、旧住所長崎県長崎市ダイヤランド３丁目35番11号
債務者　小嶋　幸公
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
鹿児島県曽於市財部町北俣688番地１　高嶋貸家１号室、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷560番地10　２Ｆ右側
債務者　岩本　優子（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県姶良市西餅田3408番地１　錦江アパートＣ11号
債務者　大重　敏幸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係